

## 特定生産緑地の指定要件について

Q 生産緑地でない農地を特定生産緑地に指定することは可能ですか。

A 特定生産緑地の指定は、生産緑地に指定されてから 30 年経過するものが対象となります。よって、現在、生産緑地でない農地を特定生産緑地に指定することはできません。

Q 「生産緑地が適正に耕作されていること」とはどのような状態ですか。

A 何かを作付けされている状態、または、作付けされていなくても畝を作られ草刈りを行うなど、いつでも作付けできる状態とします。

Q 特定生産緑地への指定の際、同意が必要な土地に関する権利を有する者（農地利害関係人）とはどのような人ですか。

A 土地登記事項証明書に記載のあるすべての権利人と農業委員会の台帳に記載のある小作人です。相続税等の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、市が一括して同意を取得しますので不要です。

## 特定生産緑地の指定について

Q 複数の生産緑地の内、特定生産緑地に指定する箇所（地番）と生産緑地を解除する箇所（地番）を分けることは可能ですか。

A 地番毎に選択することが可能です。  
ただし、特定生産緑地に指定する箇所については、一団の農地として 300 m<sup>2</sup>以上の面積要件を満たす必要があります。

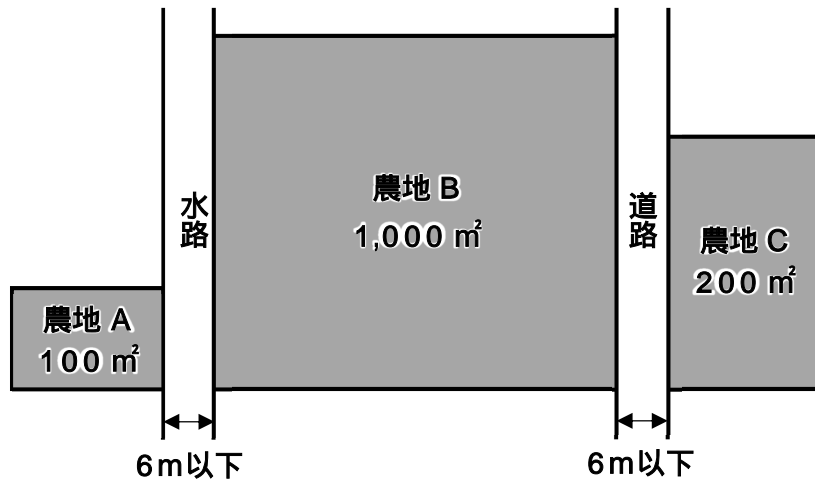
Q 生産緑地の一部分（一つの地番の一部分）を特定生産緑地に指定することは可能ですか。

A 生産緑地の一部分を指定することは可能ですが、特定生産緑地に指定する土地を明確にするため、地番毎の指定となります。よって、生産緑地の一部分を指定する場合は分筆登記を行っていただく必要があります。

また、特定生産緑地に指定する箇所については、一団の農地として 300 m<sup>2</sup>以上の面積要件を満たす必要があります。

Q 300 m<sup>2</sup>を下回る生産緑地を特定生産緑地に指定することはできますか。(一団の農地について)

A 一団の農地(図1)として300 m<sup>2</sup>以上であれば指定することができます。ただし、一団の農地の一部が生産緑地(特定生産緑地)の指定が解除され、300 m<sup>2</sup>を下回った場合(図2)、指定が解除される可能性があります。



道路、水路等が介在している場合であっても、それらが6m以下のものは、一団の農地として取り扱うことが可能

図1 一団の農地

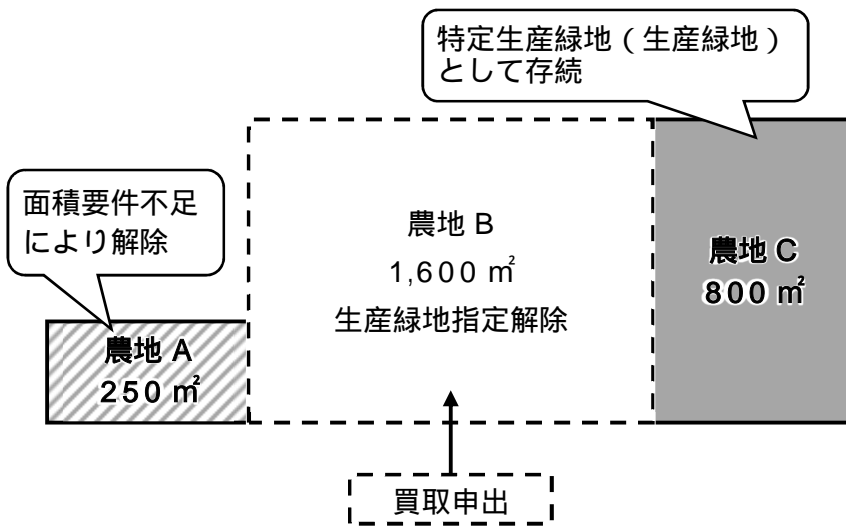
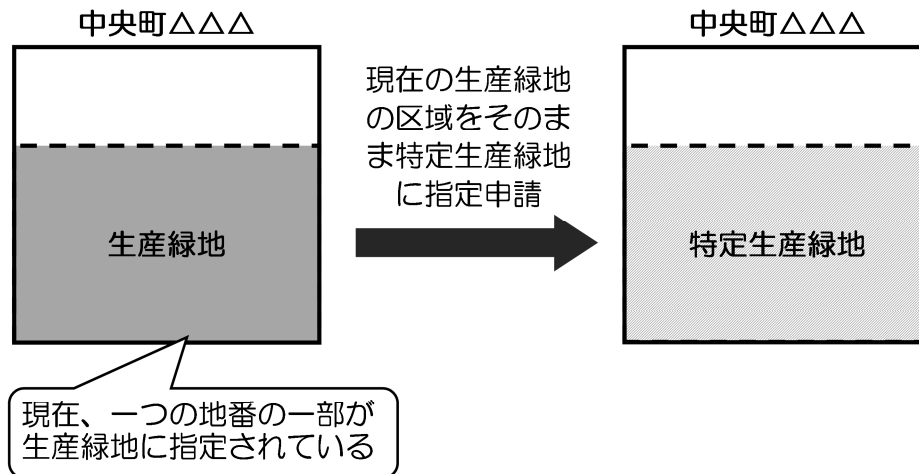


図2 面積要件不足による解除

Q 現在、一つの地番の一部を生産緑地に指定されている場合、分筆を行う必要はありますか。

A 現在、一つの地番の一部を指定されている生産緑地をそのまま特定生産緑地に指定する場合は、分筆は不要です。



## 手続きに関すること

Q 所有者本人が書類を提出できない場合、代理人での提出は可能ですか？

A 委任状をご用意いただければ可能です。

Q 位置図はどのようなものを用意すればよいですか？

A 特に様式は決まっていません。特定生産緑地に指定する区域を赤枠で表示をお願いします。

また、都市政策課の窓口で位置図を有償（200円/枚）で発行することも可能です。

Q 土地登記事項証明書（全部事項）はインターネットで取得したものでよいですか？

A 「登記情報提供サービス」を利用して取得されたものは、登記事項証明書とは異なり、証明文や公印などが付されておらず、法的な証明力がないため認めておりません。

## その他

Q 「申出基準日到来のお知らせ」の通知は、いつ頃郵送されますか。

A 特定生産緑地指定申請の受付期間開始 1 か月前頃に郵送します。

Q 特定生産緑地に指定してから更に 10 年が経過するときは、市から連絡等がありますか。

A 「申出基準日到来のお知らせ」の通知を事前に郵送させていただきます。

Q 生産緑地として新たに指定することは可能ですか。

A 例年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで（土、日、祝日を除く）にその年に新規・追加指定を行う生産緑地の申出を受付けています。

詳しくは、川西市ホームページ「生産緑地地区の新規・追加指定」のページをご覧ください。

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/toshikeikaku/1008633.html>

Q 特定生産緑地に指定しても、これまでどおり農業従事者の死亡や故障を理由に買取申出（解除の手続き）をすることは可能ですか。

A 現在の生産緑地の制度と同様に、買取申出ができます。

Q 特定生産緑地指定申請書の提出後、状況が変わり提出した内容を変更したい場合、どのようにすればよいですか。

A 個別での対応となりますので、速やかに都市政策課にご相談いただきますようお願いいたします。